

**人口減少社会等における持続可能な公営企業制度のあり方に関する研究会  
(第5回) 概 要**

**1 開催日時等**

- 開催日時：令和元年12月19日（木）14:00～16:00
- 場 所：中央合同庁舎第2号館 1階 共用第4会議室
- 出席者：鈴木座長、宇野委員、江夏委員、小西（砂）委員、小西（雄）委員、  
小林委員、小室委員、勢一委員、広瀬委員、吉岡委員  
沖部公営企業担当審議官、山越公営企業課長、乾公営企業経営室長、  
大塚準公営企業室長、五月女課長補佐 ほか

**2 議題**

- (1) 主な論点について意見交換

**3 配布資料**

- (資料1) 人口減少社会等における持続可能な公営企業制度のあり方に関する研究会  
論点とこれまでの意見整理

**4 概要**

- (1) 事務局より資料1について説明
- (2) 出席者からの主な意見

## < 1. 法適用について >

- 独立採算では経営が困難な公営企業もある中、今後の取りうる道筋として以下が考えられる。
  - ① 昭和 41 年の考え方にに基づき、独立採算がある程度成り立つよう経費負担区分を見直す。
  - ② (経費負担区分の見直しが財源面含め困難であれば、) 独立採算にとらわれず、最低限投資した分は回収し、減価償却はみなし償却で十分とする。
  - ③ 事業の性格や規模により、公営企業の財政運営をパターン化する。
- 繰出金の概念を導入した昭和 41 年の法改正以降、公営企業法はほとんど変わっていないが、各事業の実態は大きく変わっている。制度と実態をあわせる形で、法適用も含めた法改正が必要なのではないか。
- 法適用拡大により、資本費の額や平準化債の発行可能額が変わり、その後の資金繰りや交付税や激変緩和措置に影響がある。これは小規模になるほど影響度合いが大きくなるので、適切に影響度合いを把握・評価した上で、必要な財政支援措置を行うべきではないか。
- 人口規模を要件とすることは容易な反面、「小規模」は人口だけで計りきれるものではなく、事業のバリエーションがある。消費税の納税の対象となるどうかで区別するという考え方もあるのではないか。
- 自治体によっては、法適用のメリットを見出せず、移行の手間や追加支出が生ずると認識している。会計適用については、団体ごとに選択の余地を残すのか議論が必要ではないか。
- 会社法が適用される民間企業において、事業規模が小さいので現金主義を取るということはあり得ない。また、住民に見ていただくという意味でも、法適用をすべきではないかと思う。
- 法適用よりもデータ化を進めるべきではないか。もともと地方公営企業法は団体の規模などで取扱いを区切っていた時代があったが、今、各自治体の体制がそこから劇的に変化したということはない。一気に色々進めることは難しい。
- 地方公会計において台帳整備や複式簿記に取り組んでも、固定資産情報の更新が出来ていないために財務諸表が作れない団体もある。公営企業は帳簿の体系と予算の仕組みがうまく噛み合っているが、一般会計側はそうではないので、会計適用の議論が進まないという実態もある。

## < 2. 料金について >

- 料金回収率が上がらないのは問題である。公営企業法上は、原価について「健全な経営を確保できる」という文言でのみ規定しており、損益ベースで計算するという意味だと思われるが、料金が低い団体では資金ベースで計算している。損益ベースを中心にする方法を検討すべきではないか。現在は法令上の規定が存在しないため、法令に位置づけるべきではないか。
- 資産維持費と独立採算の関係について、適正利益をあげることが健全化であれば、独立採算は収支が合っているということの意味しないということになるのではないか。
- 資産維持費は、今の時代においては、拡張ではなく更新のための財源である。減価償却費の不足分と位置づけるならば、減価償却費を適切に計算することが重要ではないか。
- 料金原価計算をするときの減価償却費に限っては、時価換算（再調達した価額で減価償却費を計算）可能な仕組みを議論しても良いのではないか。
- 大都市の場合、本来でいう事業報酬（例えば、出資した分があるのであれば、1%くらいの利益を計上する）も考えていいのではないか。
- 料金原価計算上、補助金分の減価償却費を全部入れるのか半分入れるのか考え方が示されていない。どこかで指針を出すべきではないか。
- 原価計算表を予算・決算書に添付することとしてはどうか。毎年ではなく数年に一度のように適切なタイミングを設定するなら可能ではないか。平時から開示をしておくことで、政治に左右されないよう、対抗力を担保するという意味もあるかと思う。
- 耐用年数と企業債の年数の差異について。今後人口が半分になるような地域においては、将来世代の料金負担が2倍になることも考えられることから、今現時点で意思決定をする世代の責任として、一定程度企業債の発行額を抑え、料金において負担するという事も考えられる。
- 将来的に料金改定が必要と考えても、首長や議会との関係で議論すらできない自治体もある。料金改定の議論を行うべき基準やルールを設定した方がよいのではないか。地独法など参考にしても良いのではないか。
- 料金改定の必要性を一生懸命にPRしても、住民からすれば安い方が良いという風潮もある。改定に理解を示して頂けるよう、料金のあり方も何らか見える化する必要がある。
- 料金改定のノウハウや知見がないところもあるので、事例紹介や研修会以外にも、支援する工夫が必要ではないか。

### < 3. 多様な経営主体・経営形態を選択し人口減少への対応を円滑にするための制度のあり方 >

- 実際にはソフトの面での広域化を進める必要があると考えるが、その際にはシステムの共同

化、共同調達や共同委託、共同研修など使いやすい仕組みを考えてはどうか。

- 企業団は組織全体一括の統合だが、システムだけ共同化するための統合をするにはどう考えるべきか。共同化は地方自治法にも規定されているが、具体的にどういう制度を使ってシェアドサービスのなものを実現するのか、方策や指針を示してはどうか。
- 公営企業と一般部局とで独立採算の捉え方が違うのではないか。一般部局側は負担を避けるため、公営企業会計単独の独立採算でやるよう求め、町全体の課題として見ないことがある。
- 事業の規模次第で独立採算の意味合いも異なってくるのではないか。例えば、2007年に簡易水道基本問題調査委員会（簡易水道協会）が、規模毎に調査し、A～Fまでに結果を区分している。B区分は30万人以上50万人以下の規模であり、この規模以上なら独立採算が成立するとされた。C以下は、独立採算は出来るが適正な財政支援が必要とされている。

#### < 4. 会計・経営の単位・組織のあり方 >

- 同種会計を統一することは望ましい面もあるが、組織の問題もある。自治体によっては、簡水事業は単独では経営が成り立たず、一般会計からの繰出し前提であることについて、議会や住民に理解いただくため、あえて上水に統合しないという判断もありうる。
- 100年使うような施設をどう資産評価し、どう減価償却するのか。更新投資を行うと、減価償却費が発生し、料金改定の必要が高まるが、例えば70年使用可能な管路も同じように取り扱うべきか。また、耐用年数表と実態が食い違っているように思う。耐用年数表の耐用年数を延ばすなど、具体的な対応を検討すべきではないか。
- 水道事業の場合、資産管理をしてデータ化して、県全体でシミュレーションをするのは大命題であり、急ぐ必要があると考える。
- ドイツの事例紹介のときに、原価計算を公表することに言及されていた。これは見える化をまず進めるという意味で、報告書に含めた方がよいのではないか。
- 前回出された議論の全体像で、公営企業の性質として、従来の「一定以上の料金回収率」から「持続的な経営の確保が必要なもの」とされているが、具体的に何をもって持続的な経営とするのか、指針や基準をどういったものとするのが重要ではないか。

#### < 5. 経営規律のあり方 >

- 経営ミッションや繰出金の方針を設置条例に記すのはハードルが高い。将来的には設置条例

を目指しつつ、経営戦略の中に改定の際に位置づけるところから始めてはどうか。

- 経営ミッションは、どこがどの程度のもの作るかについて、まだ論議が不足していると思う。
- 管理者限りで出来る部分がある程度確保した方が良いのではないか。そう整理すれば、管理者が置かれているか否かにより、経営規律の姿は変わる。小規模事業には管理者が置かれていないので、管理者を置いている企業の経営規律とは違った形になると整理出来るのではないか。
- 経営戦略におけるマクロベースでのシミュレーションが傾向としてどうなるかは、全団体会で実施する必要があるのではないか。

#### < 6. 都道府県の役割について >

- 都道府県の役割について、ポジティブに法的に位置づけてはどうか。ただし、過剰な関与になるような仕組みにはしてはいけないので、どうバランスを取るのかは議論が必要。
- 秋田、長野、鳥取、奈良など、県内市町村との連携に先進的に取り組んでいる地域もある。こういった都道府県が取組みやすい枠組みを制度として用意することも良いのではないか。
- 情報が散逸しており、広域化を検討しようにも何をすれば良いかわからないという自治体がある。都道府県市町村課が都道府県内の情報をきちんととりまとめるのが出発点ではないか。
- 末端給水をしていない県の場合は、実際に支援をしようとすると、財政的な支援の裏付けがないと市民への説明がしづらい。

#### < 7. その他 >

- 金融機関と地方公共団体の関係について、マイナス金利政策の影響もあり、見直されてきている。調達手法の多様化など、財源調達の最適化も検討すべきではないか。
- 各論点について法改正が必要か議論しているが、なぜ法改正が必要なのか整理が必要である。範囲の拡大が一番のテーマなのか、料金回収率の問題もポイントになるのか。
- 人口減少が進む中、客観的な状況の厳しさを自覚できず限られた経営資源や財源をどう使うか議論できていない自治体が少なからず存在することを悩ましく思うが、現場ではそもそも現状を客観的に認識することが容易ではない。公営企業についても、数値やデータで現状を理解した上で、場合によっては事業を廃止するということも含め、どうするか検討し選択すべきだが、そのきっかけがない。自覚的に検討し、動き出すきっかけとなる仕組みが必要ではないか。
- 法を見直す際には、甚大化している自然災害への対応もカバーすることが重要。

- 永久債は経営規律を乱す懸念があるが、長い年月使う資産もあるので、永久債を発行し、資金を手元に残しておくことで、再投資ができるようになる。あえて償還をせずに自己資金で回していくことも出来る。そういう意味で永久債の活用もありえるのではないか。
- 地方公共事業体について、長期のインフラ運営を想定した場合、中期の経営期間を想定した地方独立行政法人とは異なる組織形態として、地方公共事業体を位置付けることを検討してはどうか。